

犬の登録の手続方法が変わります

問環境対策課 TEL06-6992-1511

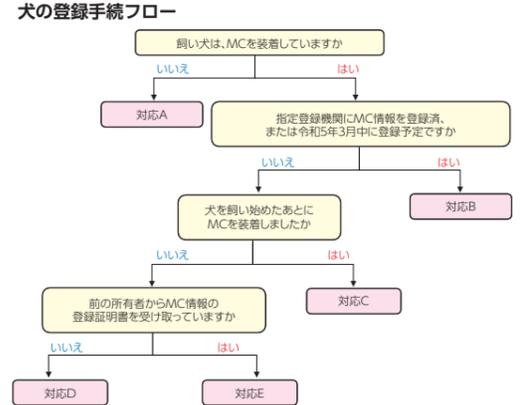
市では、4月1日(土)から狂犬病予防法の特例制度の適用を開始します。同制度の適用により、飼い主が犬に装着されたマイクロチップ(以下「MC」という)の情報を指定登録機関に登録した場合、同機関から市に登録情報が通知され、市がMCを狂犬病予防法上の鑑札とみなし、市への登録手続が不要になります。詳細は、図・表を確認してください。

なお、他市町村で犬の登録をしている場合、手続が異なる場合がありますので、市環境対策課に問い合わせください。

注動物の愛護および管理に関する法律の改正により、令和4年6月1日以降、犬猫にMCを装着した、またはMCを装着した犬猫を譲り受けた人は、指定登録機関での登録(変更登録)が義務化されています。

フロー 対応種別	市への 登録手続	備考
対応A	必要	ただし、MCを装着し、令和5年4月1日以降に指定登録機関にMC情報を登録した場合、市への登録手続は不要です
対応B	必要	指定登録機関へのMC情報の登録が令和5年3月31日以前の場合は、市に特例通知が届かないため、市への登録手続が必要です
対応C	不要	指定登録機関にMC情報を必ず登録してください
対応D	不要	指定登録機関にMC情報を必ず登録してください 前の所有者が指定登録機関に登録している場合は、前の所有者から登録証明書を受け取って、指定登録機関にMC情報を必ず変更登録してください
対応E	不要	指定登録機関にMC情報を必ず変更登録してください

【注意事項】犬が生後91日齢に達した時点で、指定登録機関から市に登録情報が通知されます



令和4年中の消防概況

問守口市門真市消防組合消防本部総務課総務係 TEL06-6906-1123

守口市門真市消防組合では、守口消防署管内の令和4年消防概況(1月~12月)をまとめました。

区分	令和4年	令和3年	増・減(△は減)
火災件数	建物火災	15	25 △10
	車両火災	1	5 △4
	その他火災	1	7 △6
	合計	17	37 △20
焼損床面積(m ²)	74	666 △592	
焼損表面積(m ²)	2	27 △25	
焼損棟数(棟)	15	31 △16	
損害額(千円)	10,125	43,183 △33,058	
り災世帯	10	50 △40	
り災人員	16	84 △68	
死者数	1	2 △1	
負傷者数	3	10 △7	
火災原因 ワースト3	1 たばこ、こんろ	3	
	2 電気機器、電灯電話等の配線、放火(疑い含む)	2	
	3 電気装置、配線器具、灯火	1	

種別	出場件数		搬送人員	
	令和4年	令和3年	令和4年	令和3年
火災	11	27	4	7
自然災害	-	-	-	-
水難	3	2	-	1
交通	672	604	592	540
労働災害	51	61	49	54
運動競技	42	27	41	27
一般負傷	1,545	1,311	1,354	1,190
加害	55	44	41	35
自損行為	87	74	59	46
急病	7,365	5,907	6,338	5,302
その他	転院搬送	465	467	460
	医師搬送	-	-	-
	資機材搬送	-	-	-
	その他	155	107	-
合計	10,451	8,631	8,938	7,665

※令和4年については、調査中の項目があります。

マイナンバーカードはお持ちですか?

問マイナンバーカードコールセンター TEL0120-925-658

- ①本人確認書類になります
- ②コンビニで各種証明書が取得できます
- ③健康保険証としても使えます
※健康保険証としての利用申し込みが必要です。
- ④新型コロナワクチン接種証明書の電子交付にも利用!
※接種証明書アプリのダウンロードが必要です。
- ⑤オンラインで行政手続きができます
・マイナンバーカードを使った確定申告が便利です。
- 注3月もマイナンバーカード出張申請窓口を開設します。
- 内カード申請用写真の無料撮影、カード申請に関するサポート
- 持個人番号通知カード、ID入申請書、本人確認書類
※手ぶらで来てても申請できます。

3月の出張申請サポート窓口日程

日程	場所	時間
1日(水)~31日(金)	阪急オアシス 守口店	10:00~16:30
1日(水)~19日(日)	イオンモール 大日店3F サックスバー前	

阪急オアシス、イオンモール大日など、店舗への問合せはご遠慮ください。



市役所1階特設会場でも申請サポート実施しています

日時	場所
月~木 9:00~17:30	市役所1階特設会場(106会議室)
金 9:00~20:00	
日 9:00~13:00※3月19日(日)は休止	

【金曜の夜間開庁】

終了時間間際に受け付けされた場合、即日で手続きが完了できない場合がありますので、マイナンバーカードに関する手続きは19:30までにこ越してください。

原付などの廃車等のお早めに

問課税課 税政担当 TEL06-6992-1458

毎年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車の所有者または使用者に、軽自動車税(種別割)が課税されます。

これらの車両を人に譲ったり、他市へ転出したり、盗難等で使用ができなくなった時は、名義変更・住所変更・廃車等の手続きを3月31日(金)までに済ませてください(別表1)。

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車の廃車の手続きをバイク買取業者・廃品回収業者などに依頼した場合は、市役所が発行した廃車受付書を必ずこれらの業者から受け取ってください。廃車手続きが行われているか不明な場合は、3月31日(金)までに必ず問い合わせください。

(別表1) 廃車などの問合せ先

車種	原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車	軽自動車 (軽三輪・軽四輪)	軽二輪(126~250cc) 二輪の小型自動車(251cc以上)
手続き 問い合わせ先	課税課税政担当 TEL 6992-1458	軽自動車検査協会 大阪主管事務所・高槻支所 高槻市大塚町 4-20-1 TEL 050-3816-1841	近畿運輸局 大阪運輸支局 寝屋川市高宮栄町 12-10 TEL 050-5540-2058
廃車時に 必要なもの	・ナンバープレート ・軽自動車税(種別割)原動機付 自転車申告済証 ・本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)	上記へ問い合わせください。 ※3月は窓口が大変混雑し、手続きに時間がかかることが予想されますので、早めに済ませてください。	